

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

当町は、津軽平野のほぼ中央に位置し、北東に五所川原市、西につがる市、南に弘前市、板柳町がそれぞれ隣接している。町の中央部を岩木川が南北に流れ、南西には岩木山を見渡し、そのふもとに津軽富士見湖がある。

町の総面積は46.40km²、東西に13.4km、南北に6.75kmとなっている。町の交通網は、南北を縦断する国道339号バイパスを幹線道路として、縦横に県道、町道が整備されている。

気候は、冬の積雪量が多く、風が強いのが最大の特徴である。夏は最高気温が30度程度まで上がる日もあるが、それほど暑さは長続きしない。

②想定される地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

平成29年度に作成された鶴田町洪水ハザードマップ(岩木川)には、中央部を流れる一級河川岩木川に、おおむね1000年に一回程度起こる大雨が降った場合に、浸水が想定される区域を表示しており、町内中心部にあっても水深0.5m~3.0m未満の浸水想定区域が広がっている。特に、岩木川の堤防が決壊した場合には、町内ほぼ全域にその被害が及ぶ想定となっている。

また、令和元年度に作成された鶴田町洪水ハザードマップ(十川)は、二級河川十川に、おおむね1000年に一回程度起こる大雨が降った場合に、浸水が想定される区域を表示しており、町内東部の大部分が水深0.5m~3.0m未満の浸水想定区域となっている。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が、今後30年間で6%以上26%未満の確率で発生すると予測されている。

(その他)

当町の南北を流れる岩木川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に近年では平成25年9月16日の台風18号により、記録的な大雨となり、町内を中心に床下浸水19件(住家16件、非住家3件)避難勧告発令による避難者780人、りんご園冠水63haと多大な被害を及ぼした。

(感染症)

新型インフルエンザ等の感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また近年流行の新型コロナウイルス感染症は、感染力が高く当町では、対策として令和3年3月に「新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」の策定、令和3年4月よりワクチンを接種し令和3年12月末時点でのワクチン接種率は82%となっている。

(2) 商工業者の状況(令和3年9月30日現在)

- ・商工業者等数 357人
- ・小規模事業者数 299人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	93	79 町内に広く分布している
	製造業	27	22 町内に広く分布している
	卸売業	6	4 町内に広く分布している
	小売業	70	56 町内に広く分布している
	飲食店・宿泊	42	36 文化通りに多く分布している
	サービス業	102	92 町内に広く分布している
	その他	17	10 町内に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・鶴田町地域防災計画の策定

当町では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、防災に必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、地域並びに町民の生命と財産を災害から保護し、被害を最小限に食い止め、郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的として、鶴田町地域防災計画を策定している

- ・備蓄物資(令和3年10月1日現在)

当町に備蓄している物資項目は次のとおり。

投光器、拡声器、ヘルメット、担架、給水タンク、虎ロープ、ガソリン携行缶、LEDライト、誘導灯、救急箱、寝袋、電工ドラムリール、だるまストーブ、バルーン照明、ロールマット、毛布、発電機、段ボールベッド、パーティション、自動ラップ式トイレ、簡易トイレ、トイレ用テント、トイレ用ペーパー、非接触体温計、ウェットティッシュ

- ・鶴田町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

- ・青森県火災共済組合と連携した損害保険や休業補償の加入促進活動

- ・毎年1回、避難訓練、通報訓練、消火訓練を商工会館において実施

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートをあらかじめ構築しておく。

- ・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当会では、多発する自然災害や感染症等の経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

令和3年に締結した「危機発生時の支援活動に関する協定書」や令和2年に策定した「鶴田町新型コロナウイルス等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当会の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画（令和3年度作成）。

3) 関係団体等との連携

- ・青森県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー及び損害保険や生命保険、傷害保険などの紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・【仮称】鶴田町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと想定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認した上で当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置状況等を勘案し当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れないもしくは、交通網が遮断されており、状況確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

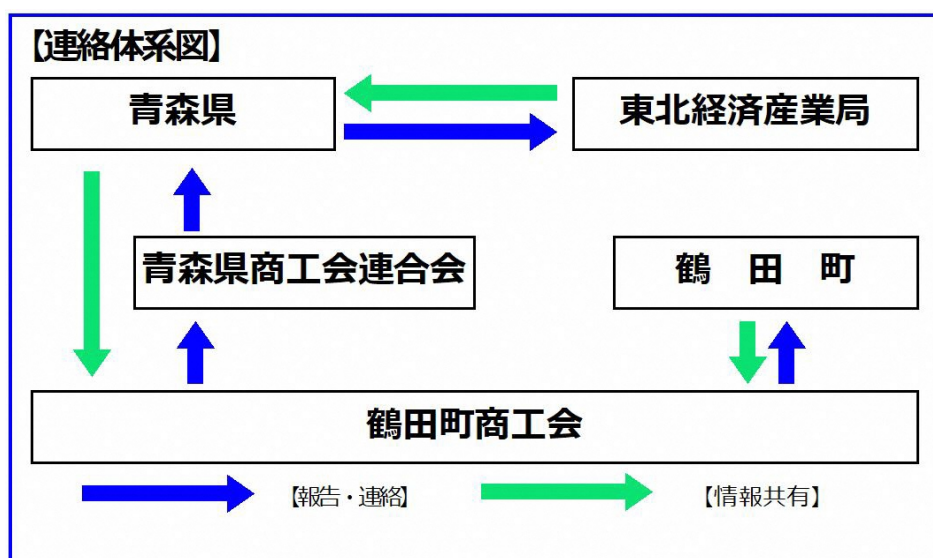
- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・ 当町で取りまとめた「鶴田町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会または当町より青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、鶴田町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。（相談窓口は原則鶴田町商工会館に設置するものとし、鶴田町商工会館に浸水等の被害を受けた際は別の場所に設置する。）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、鶴田町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

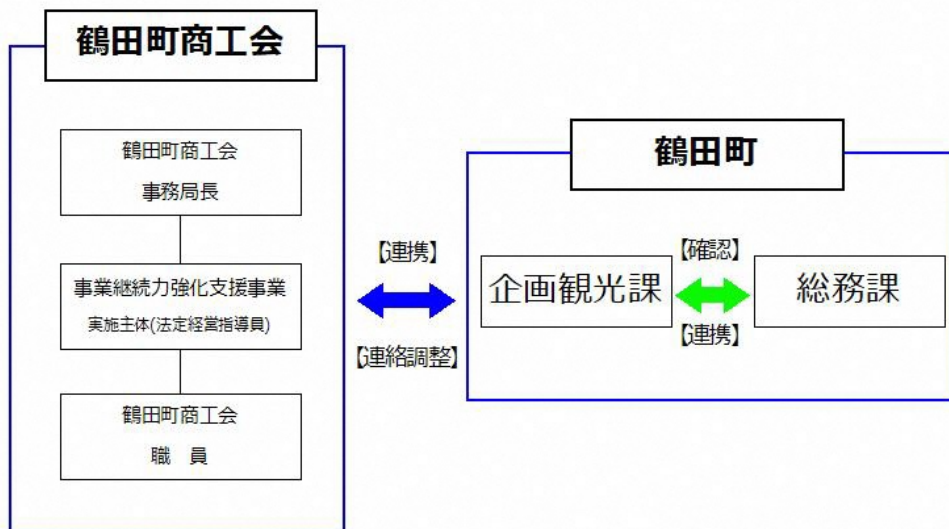
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月1日現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員：高嶋弘行 菩提寺圭一（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言などを行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会関係市町村連絡先

①鶴田町商工会

〒038-3503 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 184-2

TEL：0173-22-3414 FAX：0173-22-5518 E-mail：turutas@cocoa.ocn.ne.jp

②鶴田町

企画観光課

〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1

TEL：0173-22-2111 FAX：0173-22-6007

E-mail：syoukan@town.tsuruta.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣	100	100	100	100	100
協議会運営費	50	50	50	50	50
パンフチラシ作成費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、県補助金、事業収入等。講師や専門家に係る謝金・旅費については、専門家派遣機関や連携する損保会社事業等により減額含め変動の可能性がある

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。